

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は120分です。
- VII 民法の問題は1～2ページ、商法の問題は3ページにあります。

民 法

〔設例〕

A は、B に対し、一定額の金銭を貸し付けた。これによる B の A に対する貸金返還債務につき、C は、B の委託を受けて連帯保証人となった。

〔設問〕

〔設例〕の事案につき、(1) ～ (3) の問いに答えよ。

- (1) A が、C に対し、B への貸付金の全額に相当する金銭の支払を求めたところ、C は、A との間の売買契約に基づく C の代金支払債権を自働債権とする相殺を主張した。このとき、C の相殺が有効と認められるためには、相殺の意思表示の時点で最小限どのような事実の存在が加わらなければならないか、説明せよ。
- (2) C の相殺が、(1) で求められる限度の事実の存在により、有効になされたものとする。その後、C が、相殺による自己の出捐を回復するため、B に対して求償請求の訴えを提起した。この訴訟について、(ア) ～ (エ) の間に答えよ。なお、消極的事実（「～～しなかったこと」、「～～が存在しなかったこと」など、否定詞によって記述される事実）の主張証明責任は考えないものとする。
 - (ア) C の請求を理由づけるのに必要十分な事実は何か、説明せよ。
 - (イ) B は、A に借入金全額をすでにみずから返済した事実を主張して、C の請求を争った。ここで、B の借入金返済と C の相殺との間の先後関係が、まず争点となった。なぜそれが争点となるのか、説明せよ。
 - (ウ) C の相殺が B の借入金返済に先立つことが明らかな場合において、C の請求が斥けられるためには、どのような事実が認定されなければならないか、また、その事実が認定されとしてもなお C の請求が認容されるためには、どのような事実が認定されなければならないか、民法 463 条の規定の解釈・適用の問題として説明せよ。なお、C の相殺が B の意思に反してなされたとは認められないものとする。
 - (エ) (ウ) とは逆に、B の借入金返済が C の相殺に先立つことが明らかな場合において、C の請求が認容されるためには、どのような事実が認定されなければならないか、また、その事実が認定されとしてもなお C の請求が斥けられるためには、どのような事実が認定されなければならないか、民法 463 条の規定の解釈・適用の問題として説明せよ。

- (3) B・Cのいずれであれ、(2)の訴訟の敗訴当事者としては、相手方当事者との関係で生じた不利益を、どのような実体的法律関係に基づいて回復することができるか、説明せよ。

商 法

〔問題〕

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の定款には、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定めがあるが、譲渡の承認をするか否かの決定についての別段の定めはない。

甲社の発行済株式総数は 100 株であり、株主 A は 40 株（以下「本件株式」という。）を有し、株主 B は 30 株、株主 C・D はそれぞれ 15 株を有している。

A は、E に本件株式を譲り渡すことにした。そこで A は、甲社に対し、E による本件株式の取得を承認するか否かについての決定をすることを請求し、また、承認しない旨の決定をする場合には、甲社または指定買取人が本件株式を買い取ることを請求した。

甲社は、取締役会の決議により、E による本件株式の取得を承認しない旨の決定をした。この決定を受けて、その後甲社は、株主総会の決議により、本件株式を買い取る旨の決定をし、本件株式を買い取った。当該株主総会決議は、B が反対したものの、A および C・D の賛成により可決されたものである。

甲社による本件株式の買取りの効力について、論じなさい。